

平成19年4月3日  
住宅局建築指導課

## 構造計算適合性判定に関する講習会の結果概要について

### 1. 講習会の概要

平成19年3月8日、15日及び22日の3日間、全国の延べ12会場において標記講習会が実施されました。

この講習会は、本年6月20日に施行予定の改正建築基準法において創設される構造計算適合性判定（ピアチェック）の業務を指定構造計算適合性判定機関等において担う構造計算適合性判定員の候補者に対して開催されたものです。

講習会の最後に行われた2時間の演習においては、構造計算書や構造設計図の審査を行い、適切な内容であるかどうかを判断する実技演習が行われました。

講習会に参加した延べ3598人のうち、演習を受けたのは3354人であり、その結果について公表いたします。（なお、演習を受けなかったのは、構造計算適合性判定員の要件を満たす大学教授等や、聴講のみの都道府県職員等です。）

### 2. 演習結果

演習の結果は、次のとおりです。

演習受講者数	A. 審査能力を有すると判断される者	B. 今回の演習では審査能力について判断できなかった者	C. 審査能力が十分とは言えないと判断される者
3354人 (100%)	1315人 (39%)	431人 (13%)	1608人 (48%)

### 3. 今後の方針

上記A. については、構造計算適合性判定員としての要件を満たす者として国土交通大臣が認めることとし、その申請をしていただくこととします。

上記B. については、4月下旬に再度の演習を実施した上で、構造計算適合性判定員としての要件を満たす者であるかどうかについて判断することとします。

上記C. については、構造計算適合性判定員としての要件に該当しないものとします。

#### 【問い合わせ先】

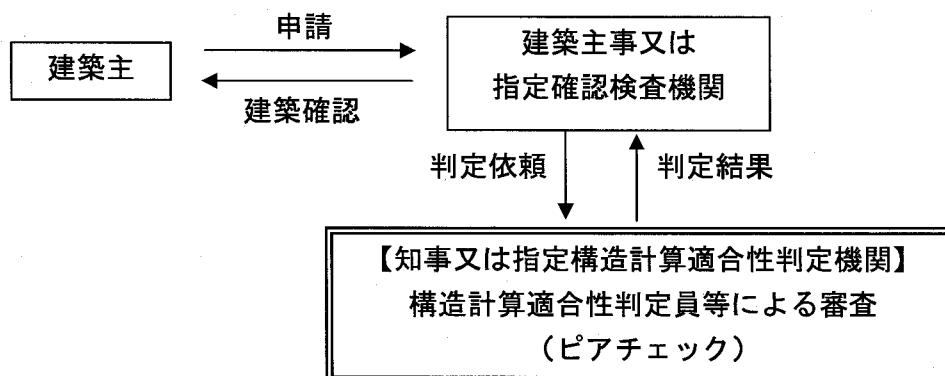
住宅局建築指導課課長補佐 松野秀生

電話：(03)5253-8111 内線39-563 夜間直通：03-5253-8514

## 構造計算適合性判定の概要について

### 1. 構造計算適合性判定について

昨年の通常国会での建築基準法の改正によって、高度な構造計算を要する高さ20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物など一定規模以上の建築物については、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を義務付けることとしたところである。



### 2. 構造計算適合性判定を要する建築物について

構造計算適合性判定の対象となる建築物としては、改正建築基準法第20条第2号において、

- ・ 高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造の建築物
- ・ 地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物
- ・ 高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

等を規定している。このほか、これらに準ずる建築物を政令、告示において規定している。なお、建築物の構造、規模等にかかわらず、

- ・ 許容応力度等計算、保有水平耐力計算又は限界耐力計算（これらと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を含む。）を行ったもの
- ・ 上記の構造計算又は許容応力度計算で、大臣認定プログラムによるもの

については、構造計算適合性判定を要することとなる。

### 3. 構造計算適合性判定員の要件について

構造計算適合性判定員は、建築に関する専門的な知識及び技術を有する者として、その要件を国土交通省令で定めている。具体的な要件としては、次のとおりである。

- ① 大学、短期大学又は高等専門学校において建築構造を担当する教授若しくは准教授
- ② 試験研究機関において建築構造分野の試験研究の業務に従事し、高度の専門的知識を有する者
- ③ 国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者